

別紙

諮問第913号

答 申

1 審査会の結論

本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇病院（〇〇区〇〇）から私は入職時から、雇用条件通知書や雇用契約書を貰えなかった。平成〇年〇月の医療安全監査の際使用するとして書かされたが交付されず、契約書の存在を否定し、夜勤の夕食休憩仮眠について説明なく不利益変更があった。私は同意していない。就業規則も説明や同意なく、一方的に変更された。平成〇年〇月〇日、〇〇病院に対して〇〇①雇用契約書の交付の指導②一方的な不利益変更についての指導内容③申告内容がわかる資料（FAX）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和2年10月23日付けで行った請求内容中①及び②に関する非開示決定（以下「本件非開示決定」という。）並びに③に関する開示決定のうち、本件非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

実施機関では、後述の特定日Bに〇〇病院（以下「本件病院」という。）に対して行われた請求者への雇用契約書の交付の指導及び請求者の労働条件の一方的な不利益変更についての指導に関する審査請求人の個人情報について、作成又は取得していないとして、不存在を理由とする本件非開示決定を行ったものである。

実施機関の説明によれば、本件病院に対する医療法（昭和23年法律第205号）25条1項に基づく立入検査は、平成△年△月△日（以下「特定日A」という。）に実施し、その後、審査請求人が検査に入ったと主張している平成〇年〇月〇日（以下「特定日B」という。）に、特定日Aの立入検査で確認した項目の一部について、再度確認する必要

があったことから本件病院を訪問したとのことである。検査完了後、実施機関では、立入検査結果を作成して本件病院に通知している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和3年4月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和4年1月13日に実施機関から理由説明書を収受し、令和3年12月24日（第218回第二部会）から令和4年4月15日（第221回第二部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件請求個人情報について

審査請求人は、開示請求書及び審査請求書において、審査請求人が勤務する本件病院から雇用契約書を交付されていないこと及び労働条件について一方的に不利益変更されたことを主張し、特定日Bの本件病院への立入検査前に、上記内容の確認を求めるFAXを実施機関に送付したと述べている。

このことから、本件審査請求の対象となった請求個人情報は、特定日Bに行われた本件病院に対する立入検査の結果に関する情報のうち、審査請求人に係る雇用契約書の交付に関する指導及び労働条件の不利益変更に関する指導内容（以下「本件請求個人情報」という。）と解される。

イ 医療法に基づく立入検査について

医療法25条1項では、「都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長は、必要があると認めるときは、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命じ、又は当該職員に、病院、診療所若しくは助産所に立ち入り、その有する人員若しくは清潔保持の状況、構造設備若しくは診療録、助産録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と規定

されており、実施機関は、これを根拠として病院への立入検査を実施し、必要に応じて、法令違反に係る指摘や指導を行っている。

また、同項に基づく立入検査の結果については、検査項目、根拠及び指摘・文書指導事項を病院に通知し、適正な医療提供体制を確保するよう依頼している。

ウ 本件非開示決定の妥当性について

審査請求人は、前記アのとおり、特定日Bに入った立入検査における同人に係る指導記録を求めていることから、審査会は、特定日Bの立入検査結果について実施機関に確認したところ、特定日Bにおける本件病院への訪問は、前記3のとおり、特定日Aの立入検査の一部内容確認のために補行的に行ったものであり、別個の立入検査ではないことから、特定日Bだけの独立した検査結果は存在せず、本件病院への立入検査結果は立入年月日欄に特定日Aが記載されたもの一件だけであり、当該結果には特定日Bに補的に確認した項目も含まれているとのことであった。

審査会が当該立入検査結果を見分したところ、同文書は、検査項目、根拠及び指摘・文書指導事項等が記載されたものであり、本件病院に対し、適正な医療提供体制を確保するよう依頼する趣旨の文書であるが、審査請求人に関する情報及びそれを推知させる記載は存在しなかった。

また、他にその存在をうかがわせるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件請求個人情報について不存在を理由として非開示とした実施機関の決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子